第3章: インタビュー調査結果

〇特定非営利活動法人 BOND プロジェクト

1. 基本情報

(1) 事業概要

・当団体は、若年女性を対象とした相談支援、保護事業を実施している。

- ・体制は5名(代表1名含む)で、職員が実際に街に出て気になる女性に声をかけ、BOND プロジェクトの冊子を渡して活動を伝えている。相談は声をかけた際だけでなく、その後 も直接面談や、メール、無料通信アプリ LINE(以下、LINEとする)、電話を利用して 行っている。
- ・職員の中には、BOND プロジェクトの活動が本格的に始まる前にフリーペーパーを作成 していたころ、居場所がないと感じる 10 代の女性の生の声を反映するために、話を聞い ていた女性も在籍している。
- ・拠点は BOND プロジェクト本部、BOND プロジェクト@あらかわ、ボンドのイエの 3 箇所である。BOND プロジェクト本部では面談(出張面談含む)は随時対応、SNS 相談は毎週月、水、木、金、土曜日 18 時~22 時半まで対応している。BOND プロジェクト@あらかわでは、相談は週 3 日 14 時~20 時、電話相談は週 3 日 16 時~19 時に実施している。
- ・相談の中で必要と判断すれば保護を実施する。短期的な保護だけでなく、平成 29 年から は中長期的な保護および自立支援を行うための施設「ボンドのイエ」を立ち上げた。

(2) 対象者

- ・対象者は10歳代を中心とした若年女性である。職員が街に出て声をかける場合と、ホームページの相談フォーム等を通じて相談を受ける場合がある。
- ・相談は月に $40\sim60$ 件程度寄せられる。2018 年 1 月 ~12 月の相談・保護の実績は以下の通り。

相談:メール 11,412 件、LINE 892 件、電話 1,914 件

面談(出張面談含む):696件

保護:617件

2. 若年女性の支援ニーズ

(1) 支援ニーズ

- ・街で声を掛ける女性たちは、様々な理由で家に帰れない、帰っても居場所がない女性たちである。その日の宿、食べ物がない状況を自分だけで解決するために、援助交際等に関わるケースも多いため、一時的な保護の必要性が高い。
- ・メール等で相談を寄せる女性たちは、家出をするタイプではないものの、隠れて援助交際 や風俗、自傷行為に陥っているケースが多い。
- ・援助交際や風俗に関わっている女性では、望まない妊娠や性感染症といった医療的ニーズ を有するケースもある。

(2) 背景

- ・支援対象となる女性たちは、虐待、性被害、いじめ等の様々な困難を抱えている。また、 障害や精神疾患を有する女性もいる。子供のころに家庭や学校で見過ごされてきた問題で あり、隠されてきた虐待の問題でもある。
- ・過去に大人から過酷な仕打ちを受け、それを周囲から見過ごされてきたため、「誰も支えてくれなかったから、体を売って自分のことは自分で面倒を見ている。何がいけないのか」という意識がある。

(3) 必要な支援

- ・周囲に上手く頼ることができずに、問題を自分だけで解決しようとするため、まずは自分 の状況を話してもらえる関係を築くことが必要である。
- ・本人が「もう無理だ」「(援助交際等を) やめたい」と思ったときに、それを吐き出してもらえる関係性を築くことが必要である。本人が周囲に助けを求めたくなったタイミングで支援者が関わっていることが重要であり、それまでは「話を聞かせてもらう」という姿勢で、継続的に関わっていくしか方法は無い。
- ・彼女たちは「自分の体を売って何が悪い」という認識であり、性暴力被害にあっているという意識がないことがほとんどである。援助交際や風俗に関わっている若年女性を「被害者」として捉え、「そんな危険な、自分を傷つけるようなことはやめましょう」といった姿勢で接してしまうと、女性たちの心は閉じてしまう。行為自体の善し悪しではなく、その背景を聞いていく必要がある。

3. 支援の実際、行政との連携状況について

(1) 実際の支援

■問題発見の方法

- ・各相談員が週1回程度、渋谷センター街を見回り、気になる女性に声をかけている。時間 帯は夜だけでなく、明るい時間でもそうした女性は見つかる。
- ・女性達を驚かせないよう、声をかける際には BOND プロジェクトの本を配るようにしている。「お腹空いてる?」「のど乾いてない?」と聞き、近くの喫茶店に行って話を聞く。 ご飯が食べられるので、彼女たちは大抵、嫌がらずについてきてくれる。まれに「警察に通報しない?」と聞かれることもあるが、「望んでいないならしない」と答えている。
- ・気になる女性の見つけ方は説明し難いが、継続的に同じ場所を観察していると感覚的に分かるようになる。例えば、服と靴のバランスが取れていない、ブーツを持っているのにサンダルをはいている、雨が降っていないのに傘を持っている、服装の季節感が合っていないなど、ちょっとした違和感を捉えている。1人でいる女性はもちろん、終電後に女性が2人でいる場合も声をかける。違和感を捉える感覚が鈍らないよう、日常的に街の見回りをするようにしている。

(2) 保護・自立支援に関わる取組内容

■「ボンドのイエ」の取組み

- ・平成29年7月からA施設が所有する都内の物件を借りて、若年女性を保護する「ボンドのイエ」を立ち上げた。「ボンドのイエ」は、支援制度の狭間にいる若年女性を保護し、自立を目指すための施設である。
- ・普通の一軒家で、1人ずつ個室がある。家の鍵を各自に渡しており、出入りは自由にできる。現在の入居者は2名である。
- ・入居者にはある程度落ち着いたら、アルバイトをして生活費を月3万円払ってもらっている。給料の残りは基本的に入居者の自由だが、自立に向けて目標を立て、貯金するよう指導している。家賃や食費、水道光熱費、生活用品、雑誌、化粧品などの購入費用も「ボンドのイエ」が負担しており、費用の不足分はBONDプロジェクトの経費で賄っている。
- ・生活費を入れてもらっているのは、生活を充実させるためでもある。普通の家と同じ環境 にするため、平日昼間はあえて、職員は不在にし、入居者にも学校やアルバイトに行くよ う促している。
- ・鍵を持っているため、外出は自由で門限もない。関係がよい友達の家であれば、外泊もできる。ただ、遅く帰る時や外泊したい時は必ず職員に相談することはルールにしている。 重要なのは、「なぜルールを守らなくてはいけないのか」という問いに対して、規則だから、保護しているから、ではなく、「あなたが心配で、待っているから」と伝えることである。信頼関係があれば、ルールは守ってくれる。
- ・退所後も、困った時には事前連絡なしでも、いつでも受け入れている。同棲している彼氏 と喧嘩をして家族のところにも行けないから来る子、「おなかすいた」と言って来る子、

仮眠しにくる子と様々なケースがある。10代や20代の女性が家族にも頼らず一人でやっていくことは無理なので、いつでも帰れる居場所になればよいと考えている。

・「ボンドのイエ」のやり方は、入居者が少数だからこそできることでもある。人数が多くなれば、個別対応は難しくなることは理解できる。ただ、せっかく生活を安定させるために入った施設なのに、結果として逃げられては意味がない。

(3) 関係機関との連携状況

- ・婦人相談所への相談同行、一時保護依頼を行っている。相談支援を行う中で、「もう無理 だ」と吐き出してくれたタイミングで、公的な支援機関に相談に行くよう説得して、相談 に同行する。
- ・婦人相談所側から支援が必要な女性を紹介されることもある。

(4)婦人保護事業関係機関に期待する役割・機能

- ・行政の相談機関には、若年女性が話したいと思うタイミングの貴重さを理解していただき たい。彼女たちは説得されて、話したくないことを話しに来ている。少しでもタイミング を逃すと話を聞くことはできなくなるため、柔軟にご対応いただきたい。
- ・「窓口の人」という印象を、相談に来た若年女性に与えてしまわないよう、可能であれば 相談員は匿名でない方がよいのではと感じる。
- ・若年女性の感覚を理解できる相談員ばかりではない。この部分は相談員個人の経験やセンスによるものも大きいため、若年女性とそれ以外で相談ルートを分けて、職員の得意・不得意を生かした方がよいと感じている。

(5) 若年女性支援にあたっての制度上の課題

- ・一時保護や措置入所につながる若年女性はそもそも少ない。家庭に帰ることができないので、入所できなければ、どこにも行くところがない。その日の宿を確保するために、援助交際に戻る女性もいる状況は問題ではないか。審査を経ずに、とりあえず数日でも保護する場所を作れないのかと思う。
- ・一時保護につながったケースでも、入所して1日経たずに逃げ出してきた女性がいた。 彼女は「あそこはおばあちゃんがいるところで、自分がいるところではない」と話して いた。若い人向けの本や雑誌もなく、レクリエーションも高齢者向け。揃いのグレーの ジャージを着た高齢女性と廊下ですれ違い「自分もこうなってしまっているのだ」と感 じて驚愕したという。スマホが使えない等は大きな問題ではなく、若年女性向けの環境 になっていないことが一番の問題である。
- ・婦人保護施設に入所した若年女性が、別の入所者の高齢女性から「保護されているのだから文句を言ってはいけない。私たちはここしか居場所がないのだから。」と言われたこともあった。その高齢女性にとっては、それまでの様々な経験から得た結論ではあるだろうが、若い女性からしてみれば絶望的な言葉である。婦人保護施設しか居場所がないのであれば、援助交際や路上生活の方がよいと話す女性もいる。A施設のような婦人保護施設が全国にあればよいと思うが、現実にはそうではない。

・一時保護所や婦人保護施設は重要な施設であり、セキュリティや職員体制がしっかりした施設が必要な女性は多くいる。ただ、それ以外の女性、とにかく居場所が必要な若年女性を可能な限り多く保護するための場所を、別に作った方が良いのではないか。

4. 団体の運営に関する課題、支援ニーズ

(1) 運営にあたっての課題、支援ニーズ

- ・全国の若年女性を支援するためには、BOND プロジェクトだけではマンパワーが足りない。常に連携先を探しており、現在、全国各地の信頼できる弁護士や産婦人科医、精神科医、相談員、保健師をマッピングする作業を行っている。連携先となるこれらの専門職に対し、周辺地域に居住する若年女性の情報を提供することで、連携を取っている。「あなたのいる地域にこういう女性がいる」と話せばすぐに会いに行ってくれる人もおり、非常に力になってくれる。
- ・相談対応している女性達のニーズを、自分たちだけで抱え込もうとは考えていない。同じ 志を持つ人たちとつながり、連携して支援をしたい。こうした相談できる大人が増えれ ば、同時に居場所づくりも進み、受けなくていい被害から若年女性を守ることができる。

(2) 民間団体で取組むことに課題があると感じる支援内容等

- ・行政を通すことで様々な公的支援を使うことが出来る。また、警察を始めとする他の公的 機関とのネットワークも、民間団体では持つことができないものだ。行政が関わること で、相談の中では出てこなかった様々な情報が手に入り、総合的な支援ができる。
- ・障害や精神疾患を抱える若年女性が、自分の住んでいる場所から通うことができる医療機関を紹介していただきたい。全国の若年女性から相談を受けているため、BONDプロジェクトだけでは限界がある。また、カウンセリングが高額で受けさせてあげることができないので、支援があると良い。

(3) 社会として若年女性支援の体制を強化していくにあたってのご意見

- ・若年女性は、窓口で待っていても相談に来てはくれない。支援者が街に出て、「話を聞かせてもらう」という姿勢で関わり続け、本人が「もう無理」と感じるまで待つことが重要である。こうした支援方法が行政の支援機関では難しいのであれば、民間支援団体と役割分担することも必要ではないか。
- ・若年女性はこれから大人になり、母になる女性達である。虐待の連鎖、高い自殺率という 残酷な現実がある中で、困ったらまともな大人に相談できる環境を作ってあげることが大 切である。若年女性にとって、現在は通過点であり、3年後には何とか生活を送れるまで に変わることができる力を持っている。

〇アフターケア相談所 ゆずりは(社会福祉法人「子供の家」)

1. 基本情報

(1) 事業概要

- ・当相談所は、社会的養護のもと育った子ども達が、借金や失業、望まない妊娠など困難な 状況に陥った時、安心して相談ができ、早期に問題解決することを目的として、2011年 4月に開設した。事業所では、相談に応じた伴走型支援を中心とし、就労支援、居場所支 援等を提供している。
- ・体制は、常勤職 2 名 (うち所長 1 名) および非常勤のサポート職員 2 名で構成されている。
- ・2013年4月より、東京都から「地域生活支援事業(ふらっとホーム)」の委託を受け、運営している(総事業費の約1/3を委託費、残りを企業からの助成金、講演会等謝金、寄付および法人負担により賄っている)。
- ・具体的な支援内容は、1)相談に応じた伴走型支援を基盤とし、相談内容、ニーズに応じて、2)ゆずりは工房での就労(スキルアップ就労支援)、3)高卒認定資格取得無料学習会の実施(週1回)(スキルアップ就労支援)、4)ゆずりは基金の活用(スキルアップ就労支援)、5)ゆずりはサロンの実施(週2回)(居場所支援)、6)無料夕食会の実施(週1回)(居場所支援)、7)MY TREEペアレンツプログラムの実施ーを展開している。
- ・開所時間は、1)原則、最終週の月曜日 11 時から 18 時にシェアサロン、2)毎週水曜日 11 時から 17 時のサロン、3)毎週木曜日 18 時 30 分~20 時 30 分の軽食付き学習会、4)第 3 金曜日 17 時から 20 時開催のだれでもサロンーの時間となっている。また、その他の時間帯も電話、メールでの問い合わせ等にも対応している。

(2) 対象者

- ・対象者の中心は、児童養護施設、自立援助ホームを卒業した児童であり、社会的養護を卒業した後の頼り先を求めている若者である。
- ・さらに、社会的養護のもとを巣立った若者以外で、非常に困難な家庭環境で育ち、家庭や 親から逃れたい、逃れてきた若者からの相談も受けている(そのニーズが年々増加してい ると実感している)。彼らは、社会的養護の保護を受けられないまま、虐待や貧困の中で 生きてきた若者であり、彼らの抱える課題や症状は非常に深刻であることが多い。
- ・開設当初の支援対象は、母体の法人が運営している児童養護施設、自立援助ホームの卒業 生としていた。段階的に、東京都全体を対象として、支援ニーズのある児童等の支援を行っている。東京の地域特性として、地方出身の児童等が、就職等を目的に転居してきた 後、頼るところがなく、課題を抱えているケースのニーズが増大している。

2. 若年女性の支援ニーズ

(1) 支援ニーズ

- ・当法人の支援対象には、男女が含まれることから、その支援ニーズを示す。
- ・ホームレス、家賃滞納、性産業従事、望まない妊娠、借金、自殺念慮等といった悩みや相 談が多い。
- ・社会的養護を卒業した後、1人で生きていく中で、生活苦を抱え、重い悩みの中を抱えている子ども達である。

(2) 背景

- ・社会的養護を卒業する子ども達は、卒業段階では、就業先を見つけ自立に向けて生活をスタートする。しかし、その過程は必ずしも穏やかなものではないことが多い。生活苦を抱えても、実親はもちろん、卒業した社会的養護施設に助けを求めることができない状況にある子どもは多い。
- ・子ども期に受けた虐待のトラウマに苦しんだり、低学歴・無資格などの状況から就労の選択肢も限られ、ステップアップの機会を持つことも困難である(ゆずりは 事業所紹介パンフレット、「アフターケア相談所ゆずりは」より)。
- ・また、自立援助ホームの入所児童は、社会的養護の卒業生よりも、高年齢児の段階で実親との生活を離れ、社会的養護の下、支援を受けるケースが少なくない(例:中退、働きながら自活を目指す16、17歳が多く、大学、専門学校へ就学しているケースは必ずしも多いという印象がない)。その中には、当該年齢から児童養護施設への入所が難しいと判断されるケースも少なくない。
- ・その理由は、ケアを提供する立場からみると、高年齢児の場合、集団適応が難しいことが 多い点、社会的養護、少年院、家庭を転々としたケースも含まれ、他の入所児童への影響、現体制では支援力が不足する(高年齢児への支援は職員の手がかかる。特に、回復に 向けてのケアにはとても十分な支援ができない)等が受入れを拒む理由となっている。社 会的養護に関わる職員の中には、仕事に疲れ短期で退職してしまうケースが少なくない が、その要因の1つとして高年齢児の支援に関する課題があると考えられる。
- ・そのため、自立に向けた養育支援を十分に受ける機会を得ることなく、自立に向かわなければならない児童が存在していると感じている。
- ・こうした背景を総括すると、「この社会で、困難な状況に置かれてしまう方々には、「自己 責任」の一言では片付けられない、幼少期からの背負わされた困難や、十分な社会支援が 受けられなかった背景が必ずあることを、支援を通じて実感してきました。そして、本来 誰もが「健全に働けること」を望み、「働くことは」生きるための大きな支えになること も「働けない苦しみ」を抱えた相談者の方々から気づかせて頂きました」(ゆずりは 事 業紹介パンフレット、「ゆずりは工房」より)。過酷な家庭環境から、時に大人への敵対心 を抱かざるを得ないケースも少なくない。
- ・性虐待、ネグレクトといった、被虐待経験や、不適切な養育環境に置かれた高年齢の子ども達は、それらが社会的に発見され保護されることは少なく、不登校、家出から、友人宅に集まり、軽犯罪、非行、性産業への就業につながることもある。

・彼らは警察に保護され、児童相談所に送致されることもある。刹那的な人生観を持っていることが多く、自分の置かれた状況の深刻さ、人権意識は希薄であり、自分自身が保護され、適切に養育される権利があること、自分の家で生活できることが子どもとして当たり前であることを感じていないことが非常に多いと考える。

(3) 必要な支援

- ・社会的養護施設等の卒業生を対象に、卒後のアフターケアの必要性を痛感している。
- ・当事業所につながる児童は、メール、電話が大半を占める。社会的養護に関わる子ども達は、子ども達の間で情報を共有していることが多い。どうしても困った時に連絡する先として、子ども同士で情報交換をしている実態がある。また、新聞、雑誌、当事業所の HP から情報を得たという子どもも多い(追い込まれた状況にある子ども達が支援情報にアクセスする力は強いと感じている(例: SNS、各種団体の HP、NHK、Eテレの番組情報))。さらに、社会的養護施設の職員、弁護士、学校の教員からの紹介もある。
- ・生活困窮の状況におかれた子ども達は、頼る先が全くないことも少なくない。社会的養護 を巣立った時は、自立に向けて、一定の道が拓かれているのであるが、そこからドロップ アウトする子ども達は少なくなく、彼らの支援体制の強化が不可欠であるのである。
- ・ドロップアウトする子ども達の背景として、1)子ども期の養育環境が及ぼした被害として、ストレス体制の弱さ、自尊心が低い点、社会生活体験が著しく乏しい点が挙げられる。また、2)親、親族が安全ではない関係があること、元にもどれない不安感、喪失感が挙げられる。3)学歴、資格が乏しいことも挙げられる(様々な就学援助策はあるが、支援額が少ないこと、学費の支援はあっても生活費は自力で確保しなくてはならない等、そのハードルは非常に高い)。4)彼らの多くは、ぎりぎりの状態になるまで相談せず、予防的に関わってもらえるチャンスを持たない。その背景に、他人に迷惑をかけたくないという感情を持っていることも多い。
- ・気にかけてくれる誰かがいることが、彼らの生活課題を深刻にすることを防ぐ力になると 考えている。
- ・こうした背景から、支援対象者は、20 代から 40 代と幅広くなっていると実感している。 年齢に応じた支援が必要である。

3. 支援の実際、行政との連携状況について

- ・こうした背景を持つ若者支援の方策としては、伴走型のリスク管理、自立支援が効果的であると考える。いつでも、その時点から課題を解決し、できることを共に探し、共に実現していく支援である。新たな課題が生じても、何度でもそこから取組んでいくことである。
- ・当事業所では、相談ケースが 18 歳未満であれば、児童相談所に必ずつなぎ、得られる支援を活用する。18 歳以上の女性であれば、婦人相談所に依頼することもある。年齢によって活用できる福祉サービス等の施策体系を意識し、支援につながるように伴走することが必要である。他、社会福祉事務所、子ども家庭センターと連携することも多い。

- ・生活保護の受給申請が必要であると考えられても、子ども達の多くは、自分の置かれている 状況を説明する力が不足しており、その結果、保護が受けられないケースも少なくないと実 感している。その際、保護者への連絡、居場所の特定といった、子どもにとって脅威となる 手続きについて、行政担当者の配慮がないことも課題である。こうした行政サービスの利用 にあたって、その必要性の代弁者となることも、彼らの支援ニーズであると考える。
- ・婦人保護事業の課題としては、性虐待経験のトラウマ、それ以外の様々な要因により働く ことができない子ども達は、回復の支援を必要としているが、婦人保護事業としてそうし た視点、支援が提供されないことが挙げられる。
- ・実際には、民間シェルター、一時保護所、婦人保護施設においてもきめ細やかな支援が行われている場合もあるだろうが、子ども達、支援をする立場から感じる婦人保護事業は、安全管理、矯正的な支援という姿勢が、強いメッセージとなって伝わってくる印象を持つ(例:携帯を持てない等)。
- ・そのため、子ども達は、仮に民間シェルターで一時保護の期間を過ごし、個人の自由が許容されない生活時間を我慢しても、結果的に婦人保護施設に保護してもらえないのではないか、そこで回復のためのケアを受けることができるのか、という不確実さに悩むことが多いと感じる。結果として、婦人保護事業に頼るよりも、別の支援方法を探す傾向があると感じる。例えば、生活保護制度の中での救護施設を利用すること、軽費で借りることができる賃貸アパート等の確保である。
- ・婦人保護事業は、DV 被害者の安全を守ることが支援の中心となっている印象を受ける。 自立に向けた課題を抱えた子ども達が抱える、回復のためのケア (例:医学的治療、心理 的ケア等)、自立支援という支援ニーズとは、支援実態が合致していないと考える。
- ・婦人保護事業の支援ニーズが存在しないのではなく、ニーズがあっても、支援につなげる 仕組みがないこと、さらに、受け入れた若者を支援するための体制が弱いことを強調して おきたい。

支援内容

〇生活支援:

DV 家庭からの保護、相談(デート DV 含む)、女性シェルター入所の支援同行、生活保護申請・受給動向、妊娠相談・産後のケア、特別養子縁組手続きの同行、子育て相談、裁判所への同行、中絶手術の手続きおよび中絶手術後の精神的ケア、家出中女子の保護と自宅への帰宅(本人と親の説得、仲介)、精神科・産婦人科通院同行、精神科医からのセカンドオピニオンの手配と仲介、生活保護受給者の家庭訪問、入院手続き、入院中の面会、警察同行、家庭内暴力の相談、保険金申請手続きの代行、国民健康保険・年金手続きの同行、服役中の施設出身者への手紙、戸籍変更手続きの同行、帰化申請手続きの同行

〇就学支援:

高卒認定資格取得学習会の開催、ゆずりは基金の支援、職業訓練校・大学・専門学校入学手続きのサポート、同行、就学基金の紹介・仲介手続き

〇就労支援:

ゆずりは工房での就労支援、ハローワークへの同行、給付金手続き、保障人の支援、履 歴書の作成支援、就職先への提出書類の作成、給与支払いの請求

〇住居支援:

不動産屋への同行(物件内見、契約)、更新時手続きの同行、家賃の値下げ交渉、退去時のクリーニング代金の不当請求への介入(小額訴訟手続きの支援)

相談者数(実人数)

相談者数(実人数):合計 394 人

THE TOTAL TO	
支援関係者	・168 人 児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭、児童相談所、子ども家庭支援センター、障害福祉センター、婦人保護施設、産婦人科・精神科医、助産院、都立高校、特別支援学校、女性シェルター、ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所 他
施設退所者	-138 人 都内施設出身 78 人、地方施設出身 60 人
里親家庭	·46 人 都内出身者 20 人、里親 26 人
その他	•42 人

4. 事業所運営に関する課題・支援ニーズ

- ・当事業所としては、本当に困っている若者達に対して、相談事業の効果があったか、支援 が受けられなかった場合その理由は何かを明らかにしていくという課題があるだろう。昨 今、行政サービスの在り方として、支援対象の範囲を絞る傾向にあることを実感する。排 除される対象者には少なからず若者が含まれることから、若者の自立に向けて行政が関わ っていくという姿勢が薄いと感じる。
- ・若者が、行政に相談することがつらい体験とならないようにすること。若者の脅威と感じる実親の承認、扶養照会、療育手帳の有無の確認といったことを事務的に進めていないか等の徹底が課題であると感じる。
- ・若者には、自分の困りごとを伝えることができる力を持てるよう支援していきたい。その ためには、伴走支援の体制を強化することが課題である。
- ・早期に若者が回復できるチャンスを提供することである。社会に対する安心感を醸成し、 自分も社会に貴族したい、貢献したいという気持ちを育むような支援が課題であると考え る。
- ・婦人保護事業は、安心と回復の場所であって欲しい。回復を求めている若者にとっての最初のステップは、彼らに合わせるという姿勢も必要である。困っている人に寄り添う
- ・支援機関間で、回復のステップを進み、本人の望む形での自立を実現している若者の達の ケースを共有することで、自立の機会を奪わないような支援の在り方を考えるべきであ る。